

Abeanary 通信

～トピックス～

1. クラウドサービス利用の注意点
2. 税務カレンダー（2024年10月、11月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

素人だから飛躍できる

安藤百福（日清創業者）

※経営者100の言葉より引用

クラウドサービス利用の注意点

◆クラウドサービス利用と個人情報保護法

ネットビジネスの進歩によって、クラウドサービスを利用する企業が多くなりました。同時に、クラウドサービスを利用する際には、個人情報保護法との関連で注意すべき点もあります。多くの民間事業者は、基本的に個人情報保護法における、個人情報取扱事業者となり、入手した個人データを、第三者に提供する場合には、原則として、本人の同意を必要とするなど、様々な義務が課されています。（個人情報保護法第27条など）

◆クラウド例外とは

いわゆる「クラウド例外」とは、一定の要件を満たす場合には、クラウドサービスを利用する企業に対して、個人情報保護法上の義務を課さないとするものです。なお、この「クラウド例外」は、個人情報保護法に規定が設けられているものではなく、個人情報保護委員会の「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」での取り扱いに過ぎませんが、実務では広く利用されています。具体的には、Q&A 7-53において、「当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したことはない」とされています。

簡単に言えば、クラウドサービス提供事業者が個人データを預かっているだけの貸倉庫業のような場合、これに該当します。ここでの「当該個人データを取り扱わないこととなっている場合」とは、契約の内容に、「当該外部事業者が、サーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられる」とされています。

◆クラウドサービス利用者の対応

これを逆に言えば、「クラウド例外」に該当しない場合には、「クラウドサービスを利用する企業は、個人情報保護法上、原則通りの義務が課される可能性がある」ということになります。従って、既にクラウドサービスを利用している場合、または、新たにクラウドサービスを利用しようとする場合にかかわらず、当該サービスが「クラウド例外」に該当するかどうか、契約内容をきちんと把握することが大切になります。。

2024年10月の税務

10月10日

●9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月15日

●特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日

●8月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費

税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●2月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
(10月中において市町村の条例で定める日)

2024年11月の税務

11月11日

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月15日

●所得税の予定納税額の減額申請

12月2日

●所得税の予定納税額の納付(第2期分)

●特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

●9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費

税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○個人事業税の納付(第2期分)(11月中において都道府県の条例で定める日)

おすすめ書籍のご紹介

池上彰の未来予測 After 2040

	ジャンル	グローバル	政治・経済	ファイナンス
		テクノロジー・IT	サイエンス	
	著者	池上彰		
	出版社	主婦の友社		
	出版日	2024年07月31日		
	評点	総合 3.7 革新性 3.5 明瞭性 4.0 応用性 3.5		

本書は池上彰氏が「2040年の世界」を予測し、明るい未来をつくるための提言をまとめた本だ。「仕事」「教育」「自然災害」「暮らし」「健康」の5つのカテゴリーに分け、現在や過去に起こったことと、それらから考えられる未来予想図が記されている。

「2040年」は、2024年を起点とすると16年後の世界である。少し先のことのように感じるかもしれないが、16年前を振り返ると、ちょうどスマートフォンが世に出始めた頃である。当時はまだガラケーが優勢で、「スマホに乗り換えるかどうか」を迷っている人も大勢いた。しかし、この16年でスマホは「生活必需品」と言われるまでになった。コミュニケーションから支払い、健康管理、テレビ視聴など、あらゆる事がスマホ1台で完結できるようになり、私たちのライフスタイルは大きく変わった。このダイナミックな変化を考えると、次の16年で何が起きてても不思議ではない。

未来はいつも現在の先にある。世の中を見渡し、未来を変えるかもしれない「小さな兆し」を見つけて、今からそれに備えていけばいいのである。本書を「未来への準備」の参考書として活用してほしい。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091